

# 産業廃棄物処分業許可証

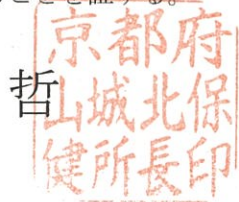


住所 京都府宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57

氏名 ホームケルン株式会社  
代表取締役 国本 武命

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 四方 哲



許可の年月日 令和4年2月15日

許可の有効年月日 令和11年2月1日

## 1. 事業の範囲

### ・事業の区分

#### <中間処理業（破碎）>

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず  
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類  
以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

#### <中間処理業（選別）>

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず  
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧がれき類  
以上8種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

#### <中間処理業（固形燃料化）>

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず  
以上4種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

#### <中間処理業（圧縮）>

①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず  
⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上7種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。））

施設の種類	破碎施設	破碎施設	破碎施設(固形燃料化施設)	圧縮施設
設置場所	京都府京田辺市大住池島21番ほか5筆	京都府京田辺市大住池島48番1ほか7筆		
設置年月日	平成10年1月9日	平成26年9月29日	平成26年9月29日	平成26年9月29日
処理能力	4.80t/日(廃プラスチック類、8時間) 1.84t/日(紙くず、8時間) 7.52t/日(木くず、8時間) 1.28t/日(繊維くず、8時間) 5.68t/日(ゴムくず、8時間) 13.92t/日(金属くず、8時間) 4.80t/日(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、8時間) 10.16t/日(がれき類、8時間)	72.06t/日(廃プラスチック類、24時間) 72.06t/日(紙くず、24時間) 88.07t/日(木くず、24時間) 38.43t/日(繊維くず、24時間) 89.22t/日(ゴムくず、24時間) 77.55t/日(金属くず、24時間) 114.38t/日(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、24時間) 84.64t/日(がれき類、24時間)	60.0t/日(廃プラスチック類、24時間) 105.6t/日(紙くず、24時間) 96.0t/日(木くず、24時間) 57.6t/日(繊維くず、24時間)	494.4t/日(廃プラスチック類、24時間) 494.4t/日(紙くず、24時間) 326.4t/日(木くず、24時間) 228.0t/日(繊維くず、24時間) 412.8t/日(ゴムくず、24時間) 710.4t/日(金属くず、24時間) 465.6t/日(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、24時間)
許可年月日	平成13年2月1日(平成12年11月29日付け政令第493号におけるみなし許可施設)	平成25年11月19日	平成25年11月19日	
許可番号		5山北保環第11号の11	5山北保環第11号の10	

施設の種類	圧縮施設	選別施設	選別施設
設置場所	京都府京田辺市大住池島21番ほか5筆	京都府京田辺市大住池島48番ほか7筆	
設置年月日	平成26年9月29日	平成16年1月19日	平成26年9月29日
処理能力	53.04t/日(廃プラスチック類(ペットボトルに限る。)、24時間)	290m <sup>3</sup> /日(10時間)	960m <sup>3</sup> /日(24時間)
許可年月日			
許可番号			

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
 平成10年2月2日：当初許可  
 平成15年2月2日：更新許可  
 平成16年2月6日：変更許可（処分方法の追加：選別）  
 平成20年3月13日：更新許可  
 平成24年4月5日：優良基準適合  
 平成26年10月7日：変更許可（処分方法の追加：固形燃料化、圧縮）  
 平成27年2月2日：更新許可  
 令和4年2月15日：更新許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無